

山梨県情報発信力強化業務委託仕様書

1 委託業務名

山梨県情報発信力強化業務

2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

3 事業の目的

新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、県民に対しての情報伝達にとどまらず、感染症対策に対する理解と共感から行動に繋げる双方向コミュニケーションを実現するため情報発信力を強化することとし、有効性の高いSNSやメディアを積極的に活用した情報拡散力の強化やLINE等による戦略的アンケート調査を実施する。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる(1)から(2)の項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際のプロポーザル提案書に記載した事項のうち、山梨県の指示するものについては実施すること。

このほか、事業実施に当たっては、山梨県と協議の上、目標となる指標を定め、目標達成のために必要な事項については山梨県と協議の上、随時実施すること。

(1) SNS・メディアを活用した情報拡散力強化

次の内容により情報拡散力の強化を実現すること。

- ①山梨県の公式SNSについての現状分析
- ②情報拡散のための目指す姿について提案
- ③SNS運用方針・運用体制についての提案
- ④運用体制構築についての支援
- ⑤短期的対応が必要なテーマについての拡散トライアル事業

(2) 戦略的アンケートの実施

県の指定するテーマについて、LINEリサーチ等を活用したクイックなアンケートを実施する。

- ①アンケートの設計、実施、結果集計、分析し県に報告
 - ・アンケート調査回数は3回
 - ・サンプル数は各回400サンプルとする。

5 実施について

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

6 事業報告

委託業務終了後、委託契約等に基づき委託業務完了報告書を提出することとする。

7 委託業務の成果物について

委託業務に係る成果物の著作権は県に帰属するものとする。

8 遵守事項

- (1) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (2) 山梨県情報セキュリティ基本方針等、山梨県の規定を遵守すること。